

川崎市産前・産後家庭支援ヘルパー派遣事業の御案内

母親が出産前後で体を休めたい時や体調不良等のため、
育児や家事が困難な家庭にヘルパーを派遣し育児や家事のお手伝いをします

1 利用できる方(以下すべての条件を満たす方)

- ・市内に居住する、産前から産後6か月(例：1月1日が御出産の方は7月1日)を迎える日までの妊産婦(多胎児の妊産婦は産後1年を迎える日まで)
- ・体を休めたい、または体調不良等がある方
- ・昼間、他に育児や家事を行う人がいない方

2 利用時間・回数

- ・8:00~19:00
- ・1日4時間以内、40時間まで(多胎児の妊産婦は120時間まで)
- ・1日2回まで

3 サービス内容

①育児に関するもの

- ・授乳
- ・おむつ交換
- ・沐浴介助
- ・適切な育児環境の整備
- ・保育園等への送迎※など



②家事に関するもの

- ・食事の準備及び後片付け
- ・衣類の洗濯、補修
- ・居室等の清掃、整理整頓
- ・生活必需品の買い物
- ・関係機関との連絡など



※保護者の監護のもとでサポートを行います。保護者がいない中、赤ちゃんとヘルパーだけの留守番はできません。

※保育園等への送迎

一部の認定事業者において、今回の妊娠・出産に関わる子どもの「兄・姉」に限り、子どものみの預かり(保育園・幼稚園の送迎等)が可能です。

保育園・幼稚園の送迎等を御希望の場合には、登園している施設にも事前に御相談ください。

4 利用料金

1時間あたり800円

- ※利用料金の他に、各認定事業者が定める派遣時の交通費をご負担いただきます。
- ※生活保護世帯及び市民税非課税世帯は利用料金が免除となります。

5 利用申込方法・期限

- ・申込方法：認定事業者に直接連絡し申込(複数の事業者への申込も可能)
- ・申込期限：原則派遣開始希望日の7日前まで
※事前に面談等を行う場合もありますので、詳しくは利用を希望する認定事業者におたずねください。

6 よくある質問

必ず派遣してもらえますか？

→派遣できるヘルパーが見つからない場合など、派遣できない場合もありますので、あらかじめ御了承ください。

希望日の7日前までに申請していないと派遣してもらえませんか？

→原則7日前までに申込が必要です。(やむを得ず急遽利用が必要な場合は、各事業者に御相談ください。)

自分(母)が入院することになったのですが、今回出産した子をみてもらえますか？

→保護者がいない中でお子様をお預かりすることはできません。ショートステイ等の活用を御検討ください。

※1 早産(妊娠37週未満での出産)の場合は、産前から出産予定日を起点として6か月(多胎児の妊産婦については1年)を迎える日まで利用できます。

※2 利用料金の免除には、被保護証明書又は世帯全体の非課税証明書が必要となる場合があります。

※3 生活必需品の買い物、その他サービスに係る交通費等が必要な場合など、利用料金に加え実費がかかる場合があります。申込時に利用する認定事業者の事前説明を受けてください。

※4 利用日直前(利用日の2営業日前の午後5時以降)のキャンセルについては、各認定事業者で定めるキャンセル料が発生する場合があります。また、利用料金が免除となる世帯(※3)についても、利用日直前のキャンセルについては、同様に各認定事業者で定めるキャンセル料が発生する場合があります。

【制度に関する問合せ】※川崎市は、事業者を認定し、利用料金の一部を補助しています。

川崎市こども未来局児童家庭支援・虐待対策室母子保健担当 Tel.044-200-2450